

令和4年度第7回庁議 会議録

[日 時] 令和4年11月25日（金）9時00分～9時50分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、加藤副市長、教育長及び各部局長
企画部次長、市民環境部総括次長及び消防本部総括次長 代理出席

[欠席者] 原副市長、市民環境部環境エネルギー局長

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)
会派説明報告について (福祉部、経済部、企画部、上下水道局)
- 3 協議事項
(なし)
- 4 連絡事項
(なし)
- 5 その他

1 市長あいさつ

本日の庁議議題にもあるように、市議会定例会が12月6日に開会予定である。会派説明については、11月21日及び22日に開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、12月議会に向けて、各部局とも予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

本日は、まず、「市議会定例会提出議案」について、関係部局からの説明及び会派説明をした部局から「会派説明の結果報告」をしていただく。その後、連絡事項等があれば連絡していただき、本日の庁議は、9時45分に終了することを目標とする。

2 議題

- (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)
会派説明報告について (福祉部、経済部、企画部、上下水道局)

市長	それでは、議事に入る。
----	-------------

福祉部長

「市議会定例会提出議案について」、福祉部、教育委員会事務局、経済部、総務部、企画部、上下水道局の順番で説明をお願いします。また、会派説明を行った部局については、議案の説明後、会派説明報告もお願いします。

福祉部から、報告第21号及び報告第22号について説明する。まず、議案書は4ページから6ページまで、報告第21号、「専決処分の報告」については、「和解及び損害賠償の額の決定について」であり、令和4年5月23日午前10時26分頃、訪問のため、相手方の敷地へ進入し、停車したところ、公用車と後進してきた相手方の普通自動車とが接触し、双方の車両が損傷した事故に係る「相手方との和解」及び「損害賠償の額の決定」について、令和4年10月20日に専決処分を行ったので、報告するものである。和解の内容としては、当事者との協議及び損害保険ジャパン株式会社の査定により、新居浜市は、相手方に対し、車両の修理費用のうち50%に相当する額「9万7,500円」を支払い、相手方は新居浜市に対し、車両の修理に要する費用の保険の対象額の50%に相当する額「4万7,500円」を支払うこととしたものである。なお、損害賠償の額については、全額、損害保険ジャパン株式会社から支払われる予定となっている。

次に、議案書7ページ、8ページ、報告第22号、「専決処分の報告」については「損害賠償の額の決定について」であり、令和4年6月13日午後0時9分頃、相手方事業所駐車場において、公用車が移動のため後進した際、事業所の外壁に接触し、損傷させた事故に係る損害賠償の額を決定し、令和4年11月14日に専決処分を行ったので、報告するものである。損害賠償の額については、当事者との協議及び損害保険ジャパン株式会社の査定により、相手方事業所の外壁修理に要する費用、「36万6,300円」と決定したものである。なお、損害賠償の額については、全額、損害保険ジャパン株式会社から支払われる予定となっている。日頃から職員に対し、事故防止について注意喚起をしているところであるが、安全運転についてさらに指導の徹底を図る。

引き続き、会派説明の結果について報告する。

「新居浜市公立保育園・幼稚園の再編等に関する計画(案)」について、児童人口の予測、圏域ごとの需要見込み及び各施設の個別計画に関する説明を行った。これに対する主な質疑としては、

各施設の個別計画で、施設の統廃合や複合化とは具体的にどのようなことを想定しているのか。仮設で運営している垣生保育園については民間による整備の可能性はあるのか。神郷幼稚園についてはいつまで存続させるのか。インクルーシブ教育の体制の構築とは具体的にどういうことか。神郷幼稚園では現在、障がい等で配慮を要する児童をどれくらい受け入れているのか。公立施設民営化の基準見直しについては、移管先法人に企業等を対象として拡大するとあるが、保育所の運営経験を有するという縛りを残すのか。土地の使用料について、負担能力に応じた使用料の徴収検討とは具体的にどのようなことを想定しているのか。などの質疑があった。

教育委員会事務局
局長

教育委員会事務局からは、報告第23号、「専決処分の報告」について説明する。

本件は、「損害賠償の額の決定について」で、令和4年9月26日午後3時頃、旧王子幼稚園において、職員が樹木伐採作業を行っていた際、伐採した木が南側民地駐車場に駐車中の普通自動車に接触し、車両を損傷させた事故に係る損害賠償の額を決定し、令和4年11月14日専決処分したものである。損害賠償の額については、当事者との協議及び全国市長会の査定により、相手方車両の修理に要する費用23万6,586円と決定したもので、全額、全国市長会市民総合賠償補償保険から支払われる予定である。

経済部長

経済部からは、報告1件、一般議案2件、条例議案1件の説明及び「別子温泉～天空の湯～（新居浜市観光交流施設）の料金改定について」の会派説明の結果報告を行う。

まず、議案書の11ページから12ページまで、報告第24号、「専決処分の報告」については、「損害賠償の額の決定について」で令和4年7月28日午前7時10分頃、主要地方道新居浜別子山線、別子山乙555番地の78地先路上において、北進中の公用車（新居浜市別子山地域バス）が対向車と行き違った後、ガードレールに接触し、損傷させた事故に係る損害賠償の額を決定し、令和4年11月15日、専決処分をしたので、報告するものである。損害賠償の額については、当事者との協議及び損害保険ジャパン株式会社の査定により、ガードレールの修繕に要する費用、

16万8,916円と決定したものである。なお、損害賠償の額については、全額、損害保険ジャパン株式会社から、一般自動車総合保険により支払われる予定となっている。今回の事故は、新居浜市別子山地域バスの運行中の事故であり、常日頃から委託事業者に対して運転者への適切な指導、監督を求めているが、今後においても、なお一層委託事業者を指導し、安全なバスの運行に努める。

次に、議案書の13ページから15ページ、議案第69号、「市有財産の売却について」で、本議案は、新居浜港内港地区臨海工業用地について、「住友化学株式会社」と締結した基本契約書に基づき、1万313.01平方メートルの用地を、「2億8,165万2,845円」で売却するため、「新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、提出するものである。売却用地の位置は、議案書15ページに示している場所で、港町甲317番5外4筆である。売却については、埋立て及び造成事業に係る基本事項について、平成31年2月8日、住友化学株式会社と締結した基本契約書第4条第1項の規定に基づき決定したものである。売却価格については、基本契約書第4条第3項第3号の規定に基づき、本事業費相当額として、市及び住友化学株式会社で決定した2億8,165万2,845円である。

次に、議案書の16ページから20ページまで、議案第70号、「土地改良事業の計画について」は、農業用水の安定的確保及び堤体決壊による被害防止のため、萩生字旦ノ上の「柳谷中池」及び「柳谷下池」について、ため池等整備事業を施行するにあたり、土地改良事業の計画の概要を定めるため、「土地改良法」第96条の2第2項の規定により提出するものである。今回事業を施行する「柳谷中池」及び「柳谷下池」は、受益面積4.1ヘクタール、関係農家戸数26戸となっており、下流域には多くの人家が存在している。そのため、農業用水の安定的確保及び堤体の決壊による被害防止などのため、ため池等整備事業により令和5年度から令和9年度までの5か年で施行するものである。施工内容は、「柳谷中池」は、堤体は押え盛土工法により堤長48メートル、堤高6メートルを改修し、法面保護のため、布製型枠464平方メートルを施工するとともに、取水施設である斜樋を施工する。「柳谷下池」は、堤体は前刃金工法により、堤長40メートル、堤高4.

2メートルを改修し、法面保護のため、布製型枠172平方メートルを施工するとともに、洪水吐及び取水施設である斜樋、底樋を施工する。概算事業費は、柳谷中池が6千万円、柳谷下池が9千万円、合わせて1億5千万円であり、財源内訳としては、国55%、県15%、市30%となっている。

次に、議案書の54ページ、55ページ、議案第75号、「新居浜市観光交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定については、昨今の世界情勢等による燃料費高騰、それに伴う電気料金の高騰等に対応し、施設の適正な維持管理を行うため、提出するものである。新居浜市観光交流施設は、平成28年4月に設置し、株式会社マイントピア別子指定管理者として、利用料金制度で運営を行ってきた。今回、燃料費高騰、それに伴う電気料金の高騰等に対応し、施設の適正な維持管理を行うため観光交流施設の温浴施設使用料の一部改正するものである。改正の内容は、別表の温浴施設料金表のうち、岩盤浴以外の温浴施設について、個人1回使用の大人区分を500円から600円に、65歳以上の者又は障がい者区分を400円から500円に引き上げるものである。また、それに伴い、個人使用回数券も、同時に引き上げるものである。なお、この条例は、令和5年4月1日から施行したいと考えている。

引き続き、会派説明の結果について報告する。

主な質疑としては、温泉の運営が厳しくなったのは新型コロナウイルス感染症の影響によるものなのか、各種高騰によるものなのか、それとも両方なのか。値上げを実施した場合の10%の減少率は他市の前例を参考にした数字なのか。パナスが50円の値上げに対し、別子温泉～天空の湯～が100円であるのは常連の利用者への説明をどのように考えているのか。観光交流施設の滞在時間の増加を図っていく、とは具体的にどのようなことなのか。施設使用料のみで人件費、水道光熱費など全ての支出を賄い運営しているのか、市からの支出はないのか。といった質疑があった。

総務部長

総務部からは、条例議案4件、追加提出予定の一般議案1件、条例議案2件、人事議案3件について、説明する。

まず、議案書の21ページから24ページまで、議案第71号、「新居浜市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定について、本議案は、「個人情報の保護に関する法律」の一部改正により

地方公共団体が適用対象となることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるものである。

条例の内容としては、第1条では趣旨、第2条では定義、第3条では開示請求があった場合の開示決定等の期限、第4条では開示決定等の期限の特例、第5条では開示請求に係る手数料及び写しの交付を受ける場合の費用の負担、第6条では運用状況の公表、第7条では法及び条例の施行に関し必要な事項を実施機関が別に定めることを規定するものである。また、附則において、個人情報保護条例の廃止及び廃止に伴う経過措置を規定している。なお、この条例は、令和5年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案書の25ページから37ページまで、議案第72号、「新居浜市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入する等の所要の改正を行おうとするものである。改正内容は、第1条については改正地方公務員法において、職員の定年等に関し条例に委任する旨を引用するものである。次に、第3条については、職員の定年年齢を65歳と規定するものである。次に、第4条については、定年退職の特例、いわゆる勤務延長に関する規定であるが、第4条第1項ただし書として、管理監督職の勤務延長についての規定を新たに追加しており、定年退職日に管理監督職を占めている職員の勤務延長については、要件を満たした上で、さらに市長の承認を得た場合にのみ可能とするものである。次に、第6条から第11条については、管理監督職勤務上限年齢制に関する規定を新たに整備するもので、管理監督職勤務上限年齢制の対象者を「管理職手当を支給される職」と定めるとともに、管理監督職勤務上限年齢を60歳と定め、降任等を行うに当たり遵守すべき基準を定めるものである。次に、第12条及び第13条については、定年前再任用短時間勤務制に関する規定を新たに整備するもので、60歳に達した日以後、定年前に退職した者を、選考の上、短時間勤務の職に採用することができる旨を定めるものである。次に、第14条については、規則への委任を定めるものである。次に、制定附則第4項については、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間、職員の定年を2年に1歳ずつ段階的に引き上げる経過措置を定めるものである。次に、制定附則第5項については、令和5年度以降の当分

の間の措置として、情報提供・意思確認制度に関する規定を整備するものである。次に、改正附則第2条については、勤務延長に関する経過措置を定めるものである。次に、改正附則第3条から第9条については、暫定再任用職員に係る経過措置を定めるものである。暫定再任用制度は、定年の引上げ完了までの間、雇用と年金の接続の観点から、経過的に措置されるものであるため、附則で経過措置として規定するものである。改正附則第10条については、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う経過措置を規定するものである。改正附則第11条については、令和4年度に情報提供及び意思確認を行う職員を、令和5年度に60歳に達する職員と規定するものである。なお、この条例は、改正附則第11条の規定は、公布の日から施行し、そのほかは、令和5年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案書の38ページから48ページまで、議案第73号、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の制定については、地方公務員法の一部を改正する法律の施行による定年延長に伴い改正を必要とする関係条例について、一括して規定の整備を行うものである。主な改正内容について、まず、第1条「新居浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正」、第1条については、職員の意に反する分限処分として降給の規定を加えるものである。次に、制定附則第4項及び第5項については、「給料月額7割措置」を職員の意に反する降給とすること及び職員への通知を規定するものである。次に、第2条「新居浜市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正」、第3条については、60歳に達した職員の給料に関し、「給料月額7割措置」が適用されることに伴い、減給する場合の基準の給料月額は、「その発令の日に受ける給料」にするとともに、減ずる額が現に受ける給料の10分の1を超える場合は、当該額を減ずるものとして、減給の上限を定めるものである。次に、第3条「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正」及び第4条「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正」の本則については、派遣の対象とならない職員に、異動を延長された管理監督職を占める職員を加えるものである。また、改正附則については、暫定再任用職員を派遣の対象から除く経過措置を規定するものである。次に、第5条「新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する

条例の一部改正」は、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、現行の再任用制度が廃止されることから、再任用短時間勤務職員の勤務時間等に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間等に関する規定に改めるものである。また、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、当該条例の規定を適用する経過措置を規定するものである。次に、第6条「新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正」は、第2条第4号及び第10条第3号については、育児休業又は育児短時間勤務をすることができない職員に、異動期間が延長された管理監督職を占める職員を追加することを規定するものである。次に、第2条の3第2号については、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うとともに再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものである。次に、第19条第2号及び第20条第1項については、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものである。次に、第7条「新居浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」の第3条については、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うものである。次に、第8条「新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正」の第5条第11項については、再任用職員の給料月額に関する規定を、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額に関する規定に改めるものである。次に、第5条の2については、短時間勤務職員の給料月額に関する規定から、再任用短時間勤務職員の規定を削除し、任期付短時間勤務職員の規定に改めるものである。次に、第10条第2項第2号、第22条第3項、第23条第2項、第23条の2第2項及び別表第1については、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるもので、本則条文におけるその他の改正については、文言の整理等を行うものである。次に、制定附則第18項から第25項については、「給料月額7割措置」及び「管理監督職勤務上限年齢調整額」の取扱いについて規定するものである。次に、改正附則第6条については、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する経過措置を規定するものである。次に、第9条「新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正」の第2条及び第17条第2項については、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うものである。次に、改正附則第7

条について、当該条例第4条、第4条の2及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない経過措置を規定するものである。次に、第10条「新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正」の第2条及び第18条第2項については、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うものである。次に、改正附則第8条については、当該条例第3条の3から第4条の2まで及び第13条の規定は、暫定再任用職員には適用しない経過措置を規定するものである。次に、第11条「新居浜市職員の再任用に関する条例の廃止」は、定年引上げに伴い、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が導入されることから、当該条例を廃止するものである。なお、この条例は、令和5年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案書の49ページから53ページまで、議案第74号、「新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、国家公務員に準じて、退職手当の支給対象となる非常勤職員の勤務日数に係る要件を緩和するとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、定年引上げに伴う所要の改正を行うもので、改正内容は、第2条第1項については、定年引上げに伴い、退職手当の支給に関する規定から再任用職員の規定を削除するものである。次に、第2条第2項及び第10条第2項については、退職手当又は失業者の退職手当の支給において、勤務日数が18日以上ある月が引続き12月を超える非常勤職員については、常勤職員とみなし、同条例の規定が適用されるが、勤務日数の算定において、1月の日数から休日を差し引いた日数が20日に満たない場合は、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数とする規定を追加するものである。次に、第4条及び第5条については、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うものである。次に、第5条の3については、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例の規定で、定年年齢が5歳引き上げられることにより、当該特例の要件である勤続期間についても5年加算するものである。次に、第6条の4については、「休職月等」及び「調整月額」の適用条項を改正するものである。次に、第8条第1項第1号については、定年年齢が5歳引き上げられることにより、定年前早期退職における対象年齢についても5歳引き上げるものである。次に、第14条から第17条については、再任用職員に係る規定を定年前再

任用短時間職員に係る規定に改めるものである。次に、制定附則第3項及び第5項については、文言整理を行うものである。次に、制定附則第7項から第9項については、退職手当の基本額における割増率の算定について、附則第14項から第20項において規定した内容を踏まえて計算することを規定するものである。次に、制定附則第14項及び第15項については、当分の間、60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者については、退職事由を定年退職として退職手当を支給する特例を規定するものである。次に、制定附則第16項については、新居浜市職員の給与に関する条例附則第18項の規定は、「給料月額7割措置」を規定するもので、当該措置は給料月額の減額改定には該当しないものとして、いわゆる「ピーク時特例」の適用を規定するものである。制定附則第17項から第20項については、応募認定早期退職等による定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例について、当分の間、現行の対象年齢及び割増率を維持する特例を規定するものである。改正附則第2項については、暫定再任用職員は退職手当の支給対象では無いとする経過措置を規定するものである。改正附則第3項については、退職手当の支給の基礎となる勤続期間の算定について経過措置を規定するものである。改正附則第4項については、退職手当の基本額における割増率の算定について、附則第14項から第16項において規定した内容を踏まえて計算することを規定するものである。なお、この条例は、第2条第2項及び第10条第2項の規定は公布の日から施行し、そのほかは令和5年4月1日から施行したいと考えている。

最後に、追加提出を予定している議案について説明する。一般議案1件は、財産の取得についてで、(仮称)新居浜市西部学校給食センターから小中学校へ給食を配送する車両12台を取得しようとするものである。条例議案2件は、人事院勧告に伴う国家公務員に係る給与改定に準じた議会議員並びに特別職及び一般職の職員の給与改定等に関する条例である。人事議案は、新居浜市教育委員会の委員の任命について、新居浜市固定資産評価審査委員会の委員2名の選任について、新居浜市公平委員会の委員の選任について、の3件で、いずれも任期満了に伴う新たな委員の任命、選任について、それぞれ議会の同意を求めるものである。

企画部次長（秘書課長）

企画部からは、条例議案1件、予算議案2件、追加提出予定議案1件と会派説明の結果について説明する。

まず、議案書の56ページから58ページまで、議案第76号、「新居浜市旧端出場水力発電所設置及び管理条例の制定」について、本議案は、平成29年3月に策定した保存活用計画に基づき、別子銅山における発電所の歴史的意義と果たした役割、水力発電所の仕組みについて公開するための施設として、旧端出場水力発電所を公の施設として設置するに当たり、その設置及び管理について必要な事項を定めようとするものである。条例の内容としては、設置目的、施設の名称及び位置、施設で実施する事業についてのほか、施設の観覧料について、無料とすることを定めている。また、その他、施設の管理を指定管理者に行わせる場合に必要な事項について定めている。なお、この条例は、令和5年3月28日から施行したいと考えている。

次に、議案第77号「令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）」については、あかがねキッズパークリニューアル事業の公共事業をはじめ、別子山地区林道等開設事業の単独事業のほか、都市計画策定費等の施策費、道路橋りょう災害復旧費等の災害復旧費及び経常経費について予算措置するもので、5億3,631万円の追加となっている。

また、議案第78号「令和4年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」については、要介護者紙おむつ支給事業費について予算措置するもので、245万円の追加となっている。

なお、補正内容については、会派説明資料（12月補正予算案の概要）のとおりである。

次に、追加提出予定の議案について説明する。

先ほど総務部から説明のあった給与改定に関する条例改正に伴い、一般会計及び4特別会計を予算措置するもので、「令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）」については、出産・子育て応援交付金などの国の第2次補正予算に対応した各種事業の予算措置も予定している。

引き続き、会派説明の結果を報告する。

まず、「新居浜市旧端出場水力発電所のオープンについて」では、ライトアップは今後どうするのか。総事業費はいくらか。なぜ無料にするのか。障がい者対策は。計画段階でつり橋なども検討したのか。東豫製氷の水車はどうしたのか。水車小屋は何に使うの

か。周遊ルートや体験できるようなものがあるのか。管理業務の人員や運転資金の額は。といった意見が出された。

次に、補正予算関係の会派説明についてで、まず、次世代移動サービス実証事業では、一過性のもではなく、今後の事業の展望などはあるのか。どこに委託しているのか。市民は乗ることができるのか。

高校生等医療助成費では、増額となっている理由は何か。コロナが関係しているのか。

母子保健推進費では、一般不妊治療は、当初予算で予算措置していたが、申請数が増加したということか。

都市計画策定費では、立地適正化計画を改定するとは具体的にどういうことか。今回の補正予算で新たに決めるということか。

あかがねキッズパークリニューアル事業では、マイントピア別子ではなく市が費用を負担するのか。今回リニューアルする理由は利用者数の減少によるものか。どのように改修する予定としているか。

要介護者紙おむつ支給事業費では、紙おむつはどのようにして配っているのか。

その他としては、繰入金約2億円だが、その後の財政調整基金の残高はいくらになるのか。といった意見が出された。

上下水道局長

上下水道局からは、議案第79号及び議案第80号について説明する。

まず、議案第79号、「令和4年度新居浜市水道事業会計補正予算（第1号）」については、収益的支出の動力費について予算措置するもので、内容としては、取水や送水ポンプ等の稼働に係る動力費について、電気料金の燃料費調整単価の高騰により、2千万円追加するものである。

次に、議案第80号、「令和4年度新居浜市工業用水道事業会計補正予算（第1号）」については、収益的支出の補助金について予算措置するもので、内容としては、国領川総合開発協定等に基づく土地改良区への施設管理費の助成のうち、揚水機の電気料金の助成について、燃料費調整単価の高騰や濁水による使用電気量の増加により、420万円追加するものである。

会派説明では、上下水道局及び環境エネルギー局から「新居浜市生活排水処理構想」の見直しについて説明した。

下水道整備区域を縮小し、外れた地域を浄化槽処理促進区域として生活排水処理を推進していくことに対する質疑の主な内容としては、合併処理浄化槽の普及推進とあわせて、浄化槽の適正な維持管理も推進する必要があるのではないか。新たに編入する地域として宇高地区は候補に挙がらなかったのか。合併処理浄化槽設置補助メニューに新築も含めるべきではないか。公共下水道に接続することと比較して、合併処理浄化槽を設置することのデメリットは何か。今回の見直しで下水道整備区域から外れた地域では、下水道待っていた人が、合併処理浄化槽を早く使えるようになるということか。などの質問があった。

市長

ただいまの説明に対し、何か、質問等はないか。

監査委員事務局
長

旧端出場水力発電所の入館料が無料になった経緯は。

加藤副市長

観覧料を有料にするか無料にするかについては、庁内で何度も議論した。文化的な価値もあるので、原課は有料にしたいとのことであったが、有料にした場合にかかる管理経費をどうするのか。管理経費の具体的な資料は今、手元に無いが、収入と管理経費を比較すると管理経費が随分とかかる。仮に1人300～400円の入館料を取るとしても、年間入場者を想定すると収入が少ない。

それならば、むしろ無料にして多くの方に来ていただき、そこで産業遺産としての水力発電、銅山川水系から引いてきた水であるということを広く知ってもらうのが良いのではないかと、また、無料にすることで、有料を想定したときより管理経費を下げることが出来るので、まずは無料で公開しようということになった。

どこまで実現できるかはわからないが、その後、例えばマイントピア別子で旧端出場水力発電所を見学するような旅行商品を作るなど、来場者を増やすことができれば、将来的に有料化も検討しようということで、今回は無料という結論になった。

市長

総務部の説明について、委員会では詳しく説明してもらって良いが、本会議では主なことだけ、もっと省略した説明にしてほしい。

保育園などの会派説明の中で、反対があったとか、何か問題は

	無かったか。
福祉部長	議論はあったが、大きな問題は無かった。
加藤副市長	反対意見は無く、むしろ遅いのではないかという意見であった。
教育長	神郷幼稚園については、質問が3つほどあったようだが、どのような答弁を行ったのか。
福祉部長	<p>いつまで存続させるのか、ということについては、説明内容にもあったが、障がい等で配慮を要する子どもの受け入れ体制が出来た時点、と説明をした。</p> <p>インクルーシブ教育の体制の構築とはどういうことか、という質問については、障がい児等に対して、今現在、私立幼稚園では軽度の障がい児を見ていただいているが、神郷幼稚園にはそれよりも、もう少し支援を必要とする子どもがいるので、その受け入れ体制を含め、全体的な障がい児の預かりの体制の構築ということを説明した。</p> <p>神郷幼稚園が障がい等で配慮を要する児童をどのくらい受け入れているのか、という質問には、24名の入園児のうち、約半数であると説明した。</p>

3 協議事項
(なし)

4 連絡事項
(なし)

5 その他

市長	そのほかに何か連絡しておくことは無いか。
加藤副市長	<p>1点目。昨年もお願ひしたが、事務決裁規程の見直しを図っていただきたい。同じ案件で、意思決定、経過、実施報告などが全て市長決裁として回ってきているものがある。そういったものは当初の意思決定さえされていれば、それ以降の事務については、部長決裁で良いと思う。決裁が部局長までの案件でも、各部部长</p>

	<p>が重要だと思う内容については、部局長が市長に報告すればよい。</p> <p>事務が重複しているものについては、意思決定の迅速化もあるが、各部局長が責任を持つ体制を取ることを意識し、積極的に精査を行っていただくとともに、組織機構、法改正などによる専決基準の変更が必要な場合には、総務課と協議して改正案を作成してほしい。</p> <p>総務課は、最終的に各部局から提出されたものについて、事務の省略化が目的であることを念頭に置いた上で、部局間の差が出ないようにしっかりと確認してほしい。</p> <p>2点目。今回の議案でも損害賠償の額の決定の報告があるが、最近事故が多すぎる。内容自体は軽微なものが多いが、これから年末にも向かうので、先日、総務部長名での通知もあったように、公用車の運転はもちろんのこと、プライベートでの運転についても注意するよう、再度徹底してほしい。</p> <p>3点目は紙の使用量についてである。この庁議は、ペーパーレスになっているが、今だに資料の1か所が変わっただけで全体を印刷し直すということも見受けられる。必要なものについては、紙で印刷することも、カラー印刷することも構わないが、今の使用量から半減させるくらいの気持ちで使用量削減に取り組んでほしい。</p>
市長	他に連絡事項は無いか。
選挙管理委員会事務局長（総務課長）	<p>選挙管理委員会事務局から、まず、11月20日の愛媛県知事選挙について、各部局に協力いただいたことについて、選挙管理委員会から感謝申し上げます。</p> <p>また、昨日ポータルで通知したが、4月の県議会議員選挙、市議会議員選挙の日程が決定した。人事異動をしたばかりの月で、忙しい時期ではあるが、こちらについても各部局に協力いただくことになるので、よろしく願います。</p>
市長	<p>投票率の向上について、対策を考えてほしい。</p> <p>他に無ければ、以上で令和4年度第7回庁議を終わる。</p>